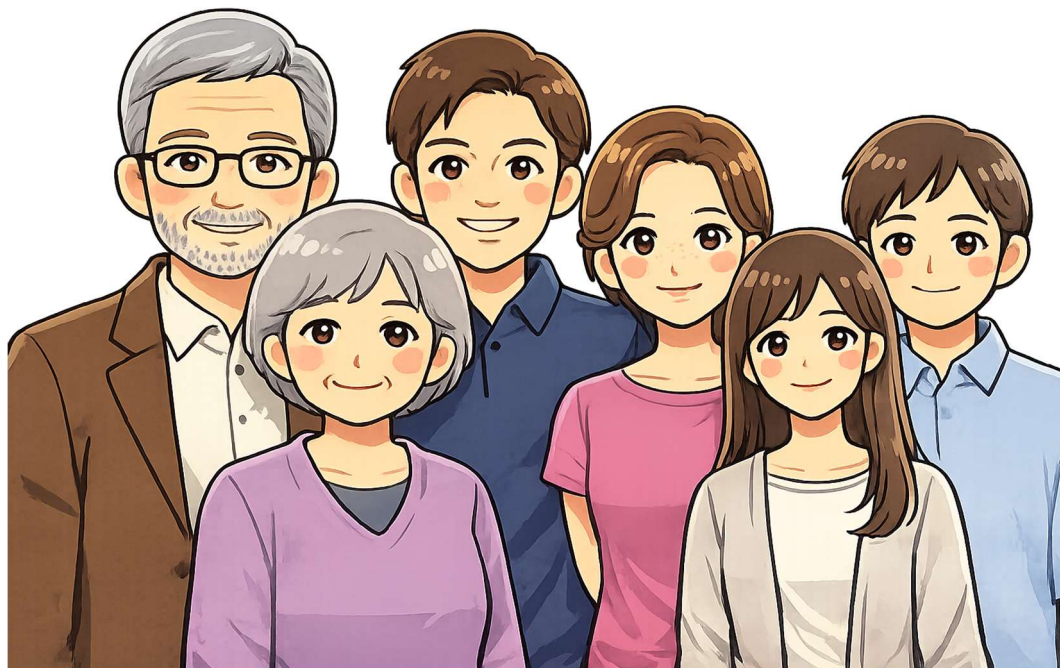


相続・遺言ガイドブック



司法書士柴崎事務所

〒355-0063 東松山市元宿二丁目 26 番地 18 2 階

電話：0493-31-2010

<https://souzoku-shiba.com/>



初回相談用

目次

相続登記の流れ	3
相続登記の必要書類	4
相続登記の報酬・費用	5
遺産分割協議書の文例	7
預貯金の相続手続サービス	8
遺言書を作った方が良いケース	10
遺言書の種類とメリット	11
公正証書遺言の文例	12
公正証書遺言の作成の流れ	13
遺言書作成時の注意事項	14
遺言執行者の職務	15
遺言執行の報酬	16
相続放棄	17
相続税の申告	20
その他の業務	21



相続登記の流れ（遺産分割協議のとき）

ご注意ください

- ・ 遺言書はありませんか？（遺言書がある場合は手続の流れが異なります）
- ・ 被相続人に大きな負債はありませんか？（負債がある場合は相続放棄の検討が必要かもしれません）

STEP 1

相続人の確定

亡くなった方（被相続人）の生まれてから亡くなるまでの**戸籍謄本**を取って、相続人が誰であるかを確認します。

STEP 2

財産の調査

被相続人が所有していた不動産を調査します。**私道**等が漏れないよう、**名寄帳**や**公図**なども確認します。

STEP 3

遺産の分け方を決める

相続人全員で、どの財産を誰が相続するかを決めてもらいます。一人が全部相続することも、財産ごとに分けることも、共有することも可能です。

STEP 4

遺産分割協議書に署名押印

財産の分け方が決まったら、司法書士が**遺産分割協議書**を作成します。相続人全員が署名押印（**実印**）し、**印鑑証明書**を添付します。

STEP 5

相続登記の申請

司法書士が法務局（登記所）に相続登記を申請します。申請から3～4週間で登記が完了し、**登記識別情報**（旧・権利証に相当）が交付されます。



相続登記の必要書類

相続人が配偶者と子である場合の必要書類です。

区分	書類	取得場所・備考
被相続人（亡くなった方）の書類	戸籍謄本・改製原戸籍・除籍謄本（出生から死亡まで全て）	市区町村役場 「相続で使うので亡くなった人の生まれから亡くなるまで全部の戸籍謄本」と伝えてください
	住民票除票（本籍記載あり）	市区町村役場 登記簿上の住所と最後の住所が異なる場合は繋がりが分かる書類も必要
相続人の書類	戸籍謄本（抄本可）	市区町村役場
	住民票（本籍記載あり）	市区町村役場
	印鑑証明書	市区町村役場
	固定資産評価証明書	市区町村役場の税務課

書類収集のポイント

- ・ 印鑑証明書以外の書類は司法書士の職務請求書でも取得できます。
- ・ 運転免許証かマイナンバーカードを市区町村役場の戸籍窓口に提示すれば、自分、配偶者、親、子などの戸籍は本籍地が他の市区町村であっても取得できます。
- ・ 遠方の役場は郵送でも取得できます。
- ・ 書類収集が難しい場合は当事務所にお任せください（相続登記のご依頼の場合、10通まで報酬は変わりません）。



相続登記の報酬・費用

■ ほとんどの場合は 66,000 円（税込）でできます

【基本報酬 66,000 円（税込）に含まれるもの】

- ✓ 戸籍収集 10 通まで
- ✓ 相続関係説明図の作成
- ✓ 遺産分割協議書の作成
- ✓ 法務局への申請（1 か所・1 申請分）

■ 追加費用（該当する場合のみ）

内 容	追加費用
法務局が 2 か所以上になる場合	+44,000 円 / か所
相続人ごとに別の不動産を取得する場合（申請件数の増加）	+44,000 円 / 件
不動産を複数人で共有する場合	+22,000 円 / 人 （2 人目から）
不動産の数が 6 個以上の場合	+4,400 円 / 個 （6 個目から）
相続人が 6 人以上の場合	+11,000 円 / 人 （6 人目から）
戸籍収集が 11 通以上になる場合	+2,200 円 / 通 （11 通目から）
数次相続・代襲相続がある場合	+22,000 円 / 件
相続人が兄弟姉妹・甥姪の場合	+22,000 円
法定相続情報一覧図（相続登記と同時）	+11,000 円



内 容	追加費用
法定相続情報一覧図（登記申請に先立って取得する場合） ※預貯金手続などで先にお使いになる場合	44,000 円
所有不動産記録証明書	+22,000 円 （調べる住所・氏名の 組み合わせの数で加算 あり）
遺産分割協議証明書を相続人ごとに個別作成する場合	+2,200 円 / 人
海外在住の相続人がいる場合	+5,500 円 / 人

■ 実費（別途必要）

項 目	金額の目安
登録免許税 （例：評価額 1,000 万円の場合）	不動産の評価額 × 0.4% → 40,000 円
登記情報（登記前の確認）	330 円 / 件
登記事項証明書（登記後の確認）	520 円 / 件
戸籍謄本	450 円 / 通
改製原戸籍・除籍謄本	750 円 / 通
定額小為替	200 円 / 枚
評価証明書・名寄帳・公図	数百円 / 通
レターパック（青）	430 円（役場への送付用）
レターパック（赤）	600 円（法務局への送付用）
登記識別情報の郵送	2,200 円



遺産分割協議書の文例

以下は遺産分割協議書の記載例です。実際には個々の状況に応じて内容を調整します。

遺産分割協議書

被相続人 川越甲太郎

生年月日 昭和〇年〇月〇日

本 籍 埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番地

令和〇年〇月〇日、上記被相続人の死亡により開始した相続における共同相続人全員は、被相続人の遺産を協議により以下のとおり分割する。

1. 次の不動産は、川越松子が相続する。

所在 東松山市〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 宅地

地積 〇〇.〇〇m²

2. 次の金融機関に存する預貯金は、川越一郎が相続する。

〇〇銀行

ゆうちょ銀行

3. 上記1の代償として、川越松子は坂戸竹子に対して金〇〇万円を支払う。

4. 相続人全員は、本協議書に記載する以外の遺産を川越松子が取得することに同意した。

令和〇年〇月〇日

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号 川越松子 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号 川越一郎 (実印)

埼玉県東松山市〇町〇丁目〇番〇号 坂戸竹子 (実印)



預貯金の相続手続きサービス

預貯金の相続手続きは、書類収集・金融機関での手続きなど手間がかかります。相続登記と同時にご依頼いただくと 22,000 円割引になります。

■ 基本報酬

項目	報酬（税込）
1 機関あたり（単独でご依頼の場合）	66,000 円
▶ 相続登記と同時のご依頼の場合	△22,000 円割引 実質 44,000 円
2 機関目以降	+44,000 円 / 機関

■ 財産種別加算（相続登記の有無を問わず適用）

項目	追加報酬（税込）
株式・投資信託等がある場合	+33,000 円 / 社
1 機関の預金を複数人に分割振込する場合（2 人目以降）	+22,000 円 / 人 / 社
銘柄ごとに取得者が異なる場合（2 人目以降）	+22,000 円 / 人 / 社
銘柄数が 6 つ以上の場合（取得者違い加算適用時のみ）	+2,200 円 / 銘柄（6 銘柄目から）

■ 残高証明書取得代行

項目	報酬（税込）
1 機関あたり（郵送・窓口一律）	11,000 円（金融機関手数料は別途実費）

※ 相続税申告が必要な場合、先に残高証明書の取得が必要なことがあります。



■ 相続人構成加算（相続登記と同時のご依頼の場合は不要）

相続登記と同時にご依頼の場合、下記加算は登記側で対応済みのため預金手続では重複して加算しません。

項目	追加報酬（税込）
兄弟姉妹・甥姪が相続人の場合	+22,000 円
数次相続・代襲相続がある場合	+22,000 円 / 件
相続人が 6 人以上の場合（6 人目から）	+11,000 円 / 人
戸籍収集が 11 通以上になる場合（11 通目から）	+2,200 円 / 通
遺産分割協議証明書を相続人ごとに個別作成する場合	+2,200 円 / 人
海外在住の相続人がいる場合	+5,500 円 / 人

■ 日当・出張費（金融機関への訪問が必要な場合）

大手都市銀行・ゆうちょ・ネット銀行等は郵送対応のため、原則として日当はかかりません。

項目	報酬（税込）
半日日当（往復の総所要時間 4 時間以内）	33,000 円
全日日当（往復の総所要時間 4 時間超）	66,000 円

※ 交通費は実費別途。

■ 費用例（参考）

ケース	費用目安（税込）
相続登記と同時・銀行 1 行	44,000 円
単独・銀行 2 行	110,000 円
単独・銀行 1 行 + 証券会社 1 社	143,000 円

※ 実費（登記手数料・戸籍取得費用など）は別途かかります。



遺言書を作った方が良いケース

遺言書を作成しておく、相続開始後の戸籍収集が少なく済み、遺産分割協議が不要となるため手続が早くなります。特に以下のようなケースでは、遺言書がないと手続が大変になる可能性があります。

▶ 子どもがいないので妻（夫）に全財産を相続させたい

子どもがいない場合、直系尊属（親など）または兄弟姉妹が相続人に入ってきます。遺産分割協議が難しくなる可能性があります。

▶ 前妻・前夫との間にも子どもがいる

前配偶者との間の子も相続人になります。現在の家族と面識がない場合、話し合いが難しくなる可能性があります。

▶ 相続人の中に連絡が取れない人がいる

連絡がつかない相続人がいると遺産分割協議ができません。

▶ 相続人以外の人（内縁の妻・息子の妻など）に財産を渡したい

法定相続人以外に遺産を渡したい場合は、遺言書をつくっておきましょう。

▶ 介護をしてくれた子に多くの財産を相続させたい

遺言書で法定相続分より多くの財産を相続させることができます。

▶ 事業の後継者に必要な財産を確実に相続させたい

事業に必要な財産を後継者が確実に取得できるよう、遺言書で指定しましょう。

▶ 相続人に認知症・障がいで判断能力が低下した人がいる・未成年者がいる

成年後見人・特別代理人の選任が必要になる可能性があります。



遺言書の種類とメリット

主な遺言書として「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」の2種類があります。書き方を間違えると無効になるリスクがあるため、確実な相続のために公正証書遺言をお勧めします。

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	公証役場で、証人2人の立会いのもと公証人が作成	自分で全文・日付・氏名を自書して押印
メリット	<ul style="list-style-type: none">公証人が作成するため無効になりにくい家庭裁判所の検認が不要相続開始後、名義変更が早くできる原本が公証役場に保管され紛失・変造の恐れがない	<ul style="list-style-type: none">費用がかからないいつでもどこでも作成できる誰にも知られずに作れる
デメリット	<ul style="list-style-type: none">証人が2人必要費用がかかる	<ul style="list-style-type: none">形式を誤ると無効になる隠ぺい・偽造・紛失の恐れがある相続開始後に発見されないことがある家庭裁判所での検認手続が必要

当事務所のお勧め

費用がかかっても、確実な相続を実現するために公正証書遺言をお勧めします。
当事務所では公正証書遺言の作成を全面サポートしております。



公正証書遺言の文例

以下は公正証書遺言の記載例です。実際には個々の状況に応じて内容を調整します。

遺言公正証書（抜粋）

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の妻川越松子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

- ① 所在 東松山市〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 〇〇.〇〇m²

② ～

第2条 遺言者は、次の金融機関に存する遺言者の有する預貯金を、遺言者の長男川越一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

- ① 〇〇銀行
- ② 〇〇銀行
- ③ ゆうちょ銀行

第3条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する一切の財産を前記妻川越松子に相続させる。

第4条 遺言者は、祭祀を主宰すべき者として前記長男川越一郎を指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として前記長男川越一郎を指定する。

- 2. 遺言執行者は、預貯金の名義変更・解約・払戻しその他この遺言の執行に必要な一切の行為をすることができる。
- 3. 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる。



公正証書遺言の作成の流れ

STEP 1

面談・遺言内容の確認

遺言の内容・相続人・財産の状況などを詳しくお聞きします。

STEP 2

書類の収集

遺言者：戸籍謄本、印鑑証明書

相続人：戸籍謄本

不動産：登記事項証明書、固定資産評価証明書、名寄帳

預貯金：通帳コピー（表紙、表紙の裏、直近の残高が分かるページ）

STEP 3

遺言文案の作成・検討

公証人と遺言書の文案を検討します。

STEP 4

公証役場での遺言書作成

依頼人と公証役場へ行き、遺言書を完成させます。証人2名は当事務所で用意します。実印をお持ちください。

■ 費用の目安

項目	金額
司法書士報酬	88,000 円
書類収集の実費	数千円
公証人手数料	約 5～10 万円（財産の額・内容による）

※ 不動産が5個を超える場合は、6個目から1個につき4,400円の加算があります。



遺言書作成時の注意事項

! 遺留分に注意

遺留分を侵害する内容の遺言は、相続開始後にトラブルになる可能性があります。遺留分侵害額請求があった場合、相手方との交渉を任せたいときは、弁護士に依頼する必要があります。

! 不動産の漏れに注意

私道・集会所などの持分を遺言書に記載しなかったため、相続登記ができない事例が見受けられます。

! 遺言が無効にならないように

意思能力がない状態での遺言は無効です。相続開始後に争いになる場合に備え、医師の診断書・打ち合わせの記録や録音等の証拠を用意しておく安心です。

! 財産を渡す予定の人が先に亡くなった場合

先に亡くなった場合は、別の人へ渡すことを指定することもできます。先に亡くなった人の子どもに、自動的に代襲相続されるわけではないので注意が必要です。

! 金融機関が相続人全員の実印を要求することがある

遺言執行者を指定するなどの対策を講じます。自筆証書遺言の場合に相続人全員の実印を要求する金融機関が稀にありますので、公正証書遺言の方が望ましいです。

! 貸金庫なども記載

遺言書に貸金庫を開ける権限を明記しておかないと、貸金庫を開けるのに、相続人全員の立会いや同意書を要求されます。



遺言執行者の職務（相続開始後）

遺言執行者とは、遺言の内容を実現するために必要な行為・手続をする人のことです。遺言者によって指定されるか、家庭裁判所によって選任されます。

STEP 1

就任した旨と遺言内容の通知

受遺者・相続人・利害関係人に就任した旨の通知と遺言書のコピーを送ります。

STEP 2

財産目録の作成

相続財産の目録を作成し、相続人に交付します。

STEP 3

具体的な執行行為

不動産の登記、預貯金・株式の相続手続など具体的な執行行為をします。

STEP 4

任務完了の通知・顛末報告書の交付

遺言執行が完了したら、任務完了の旨と顛末報告を相続人に行い、保管・管理物を引き渡します。

専門家への依頼をお勧めします

適切な遺言執行をしないと損害賠償請求を受ける可能性もあります。

手続が難しい場合は、司法書士が復代理人としてお手伝いすることもできます。



遺言執行の報酬

遺言執行を当事務所に依頼した場合の報酬基準です。親族の方を遺言執行者に指定することも可能です。

承継対象財産の価額	報酬額（税込）
500万円未満	275,000円
500万円以上～5,000万円未満	価額の1.32% + 209,000円
5,000万円以上～1億円未満	価額の1.1% + 319,000円
1億円以上～3億円未満	価額の0.77% + 649,000円
3億円以上	価額の0.44% + 1,639,000円

※ 相続税申告の税理士報酬は含まれておりません。

※ 不動産または動産の処分をした場合は、上記のほかに売却代金の3.3%以内（税込）を受領できます。

※ 出張（半日以上）の場合は、日当として半日33,000円・1日66,000円以内を受領できます。

■ 早見表

内容	報酬額
遺言書作成時	88,000円
遺言書保管料	年6,600円
遺産5千万円の執行報酬	869,000円
遺産1億円の執行報酬	1,419,000円
遺産2億円の執行報酬	2,189,000円
遺産3億円の執行報酬	2,959,000円



相続放棄

重要なポイント

相続はプラスの財産だけでなく、**マイナスの財産（借金）**も引き継いでしまいます。

借金を相続したくないときは、相続の開始を知った時から **【3ヶ月以内】**に家庭裁判所に相続放棄の申述をします。

注意：相続財産の処分（預金をおろす・解約をする等）は一切しないでください。

■ 手続の流れ

- | | |
|--------|---|
| STEP 1 | 相談
亡くなった方との関係、相続人になったことをいつ知ったかなどをお聞きします。債権者や役所からの手紙が来ている場合は、手紙と封筒をお持ちください。 |
| STEP 2 | 必要書類の収集
戸籍謄本等の必要書類を収集します。 |
| STEP 3 | 書類の作成
相続放棄申述書・上申書（必要な場合）などを作成しますので、署名・押印をお願いします。 |
| STEP 4 | 家庭裁判所への提出
完成した書類を家庭裁判所に提出します。 |
| STEP 5 | 照会書への回答
提出後、家庭裁判所から「照会書」が送られてきます（省略されるケースもあります）。これに回答して返送します。 |
| STEP 6 | 受理通知書・証明書の受領
家庭裁判所から「相続放棄申述受理通知書」が届きます。債権者から請求が来た場合や、他の相続人がする相続手続のために「相続放棄申述受理証明書」を取得します。 |



■ やってはいけないこと（放棄前）

相続放棄を考えている方は、手続き前に以下のことをしないよう注意してください。

次のことをすると「相続を承認した」とみなされ、放棄できなくなる可能性があります

- 預金を引き出して使う
- 不動産・動産を売却する
- 家屋を取り壊す
- 動産（家財・貴金属など）を処分・破棄する
- 遺産分割協議を成立させる
- 賃貸借契約を解除する
- スマートフォンを売却・解約する
- 入院給付金・手術給付金を受け取る
- 保険料の還付金を受け取る

「その行為が処分にあたるか心配」というときは、やらない方が安全です。

■ 放棄後の注意

相続放棄が受理された後も、以下の行為は問題となるのでやらないでください。

受理された後も注意が必要です

- 相続財産を隠す
- 相続財産を勝手に消費する

※ 放棄が受理された後でも、財産を現に占有している場合は、次の相続人または相続財産清算人に引き渡すまでの間、財産を適切に保存する義務があります。「放棄したから完全に終わり」とはならない場合もありますので、ご注意ください。



■ 費用

内容	費用（税込）
司法書士報酬（1人につき）	55,000 円
上申書が必要な場合（3ヶ月経過後等）	+ 22,000 円
戸籍収集代行（1通目から）	2,200 円 / 通

※ 家族全員が放棄する場合も、おひとりあたり 55,000 円（税込）です。

■ 実費（報酬とは別にかかります）

項目	金額（目安）
収入印紙（申述書）	800 円（1人）
切手（裁判所へ納める）	550 円程度
戸籍謄本	450 円（1通）
除籍謄本・改製原戸籍謄本	750 円（1通）
定額小為替	200 円（1枚）
郵送費・レターパック等	数百～数千円程度



相続税の申告

相続税の課税対象となる財産が基礎控除額を超える場合は、相続税の申告が必要です。

基礎控除額の計算式

3,000 万円 + (600 万円 × 法定相続人の数)

例) 法定相続人が 1 人 → 3,600 万円 2 人 → 4,200 万円 3 人 → 4,800 万円

■ 相続税が課税される財産

区分	内容
被相続人が所有していた財産	土地・建物・株式などの有価証券・預貯金・現金など
みなし相続財産	生命保険金・退職金（ただし 500 万円×法定相続人の数まで非課税）
相続時精算課税適用財産	生前贈与を受け、相続時精算課税を適用していた場合
相続開始前 3 年以内の暦年贈与財産	被相続人が亡くなる前 3 年以内に受けた贈与財産

※ 被相続人の債務・葬式費用は相続財産の価額から控除できます。

申告期限のご案内

- ・ 相続税の申告は相続開始を知った日の翌日から 10 ヶ月以内に行います。基礎控除額を超えそうなら税理士に相談してください。
- ・ ご希望の方には、税理士をご紹介します。



その他の業務

▶ 家族信託

認知症対策として注目を集めています。元気なうちに信頼できる家族に財産の管理を任せる仕組みです。

報酬：内容により異なります。お気軽にご相談ください。

▶ 贈与登記

生前贈与で不動産を贈る場合の名義変更手続きです。

報酬：77,000円～（実費別途）

▶ 抵当権抹消登記

住宅ローンを完済した後、金融機関から書類が届いたら手続きが必要です。

報酬：16,500円～（実費別途）

▶ 成年後見の申立書作成

認知症などで判断能力が低下した方を保護するため、裁判所に後見人を選んでもらう手続きです。

報酬：110,000円～（実費別途）

▶ 任意後見契約

将来、自分の判断能力が低下したときに備えて、信頼できる人を後見人に指定しておく契約です。

報酬：内容により異なります。お気軽にご相談ください。

▶ 財産分与登記

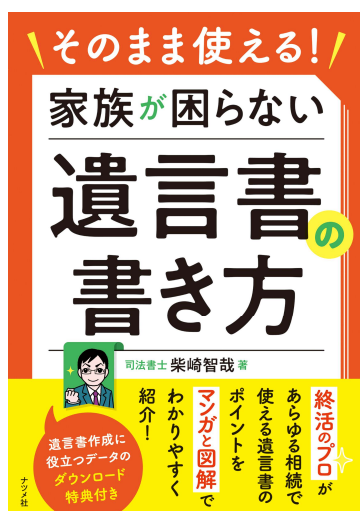
離婚の際、不動産を一方に移す名義変更の手続きです。

報酬：110,000円～（実費別途）

※ 上記報酬はすべて税込。実費（登録免許税等）は別途必要です。

※ 案件の内容によっては、別途見積もご提示します。まずはお気軽にお問い合わせください。





そのまま使える！

家族が困らない遺言書の書き方

司法書士 柴崎智哉 著 / ナツメ社

ISBN: 978-4-8163-7510-1 定価：1,650 円（税込）

■ 内容紹介

- ・そのまま使える文例を 45 ケース収録。書き写すだけで実際の相続手続きで使える遺言書を自分で書くことができます。
- ・マンガと図でわかりやすく解説。法律用語が多く理解が難しい相続と遺言書のしくみを、はじめて学ぶ人にもわかりやすく解説。
- ・遺言書作成に使えるデータ付き。「遺言書設計シート」や文例ワードファイルなどダウンロードサービス付き。

■ 目次

- 第 1 章 相続の基本としくみ
- 第 2 章 遺言書の基本
- 第 3 章 遺言書の書き方
- 第 4 章 ケース別の遺言書の文例
- 第 5 章 遺言書とあわせて行う相続準備

